

## 石田頼房都市計画へのメモ（2016年10月29日）

### 饗庭 伸（これからの計画論・計画制度を考える立場から）

#### 「都市計画とは都市の発展法則性に働きかけて都市を変えること」

- ・石田頼房（1932年-2015年）にとって、近代化（1868年-）の根っこを考える作業の意味とは何だったのか？
- ・特に研究の後半においては、実践から身を引き、歴史から経験を析出しようとしていた。
- ・都市空間史（空間の発展法則性）を目指したのか、都市法制度史（法制度の発展法則性）を目指したのか？
- ・おそらく法制度史だろう。つまり、「都市計画とは都市の法制度の発展法則性に働きかけて都市の法制度を変え都市を変えること」
- ・法と制度＝法は「行為の制限」、制度は「行為の肯定的な規範」、専制と民主主義＝専制は「多くの法とわずかな制度を持つ政体」、民主主義は「多くの制度とごくわずかの法を持つ政体」（ジル・ドゥルーズ）
- ・人口の波に内在する制度の変化を読み切り、法をデザインして、うつろいやすい制度とうつろにくい空間のギャップを調整する。
- ・明治の都市計画は「法」であり、近代化で古い制度が解体された状況に、都市に集まった人々が発展させようとした制度を押さえ込むための緊急措置だった。＝例えば身分制ゾーニングから、機能別ゾーニングへの変化。
- ・その後近代化が浸透するにつれ、制度が法にとってかわってきた。＝都市計画からまちづくりへ。その時に根拠とした「法制度の発展法則性」が「市民」や「コミュニティ」というキーワードに代表される「公共性」ではなかったか？
- ・「公共性」の試験にパスした制度だけが昇格し、「まちづくり」と呼ばれるようになった。つまり、都市計画（法）もまちづくり（制度）も、「公共性」を価値観の根拠におくことにおいて同一である。

#### これから何をしなくてはならないのか？

- ・「市民」「コミュニティ」「公共性」を価値観の根拠におく法や制度だけでは、説明できない、乗り越えられない世界がひろがっている。

#### 作業1 制度の再発見（森鷗外が見なかったものは何か？）

- ・近代化の過程で、公共性を価値観の根拠としない制度が、ねじまげられたり、失われたりしたということはないか。あるいは、たった今現在、どういう制度が作り出されているか？
- ・ex.家族制度、宗教的な制度、市を律していた制度、生活の必要性に根ざした制度
- ・これらの制度をどういった言葉で再定義していけばよいか？

#### 作業2 不十分な公共性の認定方法、手軽な公共性の調達方法をみかく

- ・公共性の根拠となる「正しい計画」「正しい手続き」「正しい主体」のどれかを諦める。
- ・公共性を調達する場も変質している。協議会や熟議から、シャレットやスクールへ。